

衆議院国土交通委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 6 月 8 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

1 自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 36 号）（参議院送付）

- ・ 齊藤国土交通大臣、岡本財務副大臣、藤原財務大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 高橋千鶴子君（共産）及び福島伸享君（有志）が討論を行いました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産、有志、れ新）
- ・ 小島敏文君外 4 名（自民、立民、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、城井崇君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、れ新 反対－共産、有志）
（参考人）独立行政法人自動車事故対策機構理事長 中村晃一郎君
（質疑者）笹川博義君（自民）、河西宏一君（公明）、藤岡隆雄君（立民）、小宮山泰子君（立民）、市村浩一郎君（維新）、古川元久君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

笹川博義君（自民）

- （1） 一般会計への繰入金のうちいまだ 6,000 億円が自動車安全特別会計に繰り戻されていないことについて、国土交通省と財務省が必ず繰り戻す旨の約束をしておく必要性があったという意見に対する大臣の見解
- （2） 被害者支援事業についての国民の理解増進のために必要な今後の広報の在り方
- （3） 事故防止対策よりも被害者支援に重点を置いた予算配分の必要性
- （4） 自動運転も含めた自動車の先進技術の進歩と自賠責制度の維持及び被害者の支援について、それぞれの時間軸の違いを踏まえた今後の在り方に対する大臣の見解

河西宏一君（公明）

- （1） 今回新たに規定される被害者保護増進等計画において政府が被害者その他関係者の意見を聞く仕組みとするに至った経緯及び現在検討されている具体的なスキーム
- （2） 交通安全基本計画を作成する中央交通安全対策会議の専門委員
ア 中央交通安全対策会議の専門委員に被害者等の当事者が含まれていることの確認
イ 次期交通安全基本計画を策定する際に被害者保護増進等計画と歩調を合わせて中央交通安全対策会議の専門委員に被害者等の代表を含める等当事者の意見を反映する体制を整える必要性
- （3） 国土交通省において現在作成に取り組んでいる交通事故専用の被害者ノート
ア 検討されている被害者ノートの記載内容
イ 被害者ノートにヤングケアラーへの支援について盛り込むことに対する大臣の決意
- （4） 自動車アセスメントや先進安全自動車（ASV）に係る事業者に対する購入補助等といった事前の事故防止対策の成果及び今後の対策拡充に向けての方針

藤岡隆雄君（立民）

- （1） 一般会計への繰入金の自動車安全特別会計への繰戻しに係る財務大臣・国土交通大臣間合意（令和

3年12月)

- ア 繰戻しの残額について令和5年度から令和9年度までの間に分割して一般会計から自動車安全特別会計に繰り戻すということに対する見解
 - イ これまでの国土交通省から財務省に対する繰戻しの要望の状況
 - ウ 令和4年度の繰戻額が54億円となった根拠
 - エ 大臣間合意に「令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ」と追加して盛り込んだ趣旨
 - オ 54億円は繰戻額の最低水準という認識の妥当性
 - カ 繰戻額の目安は1,200億円であるとの認識に対する大臣の見解
 - キ 平成13年の参議院の附帯決議において速やかに繰り戻すこととされていたにもかかわらず、平成16年度から平成29年度までの繰戻しが行われなかった理由
 - ク 自動車ユーザーに納得してもらうために来年度以降の繰戻額が54億円を下回らないことを明言する必要性
 - ケ 繰戻しができていないこと及び早期の繰戻しが必要なことを周知する必要性
 - コ 特例公債を発行してでも早期に繰り戻す必要性
- (2) 自動車事故対策事業賦課金(以下「賦課金」という。)の金額の決定
- ア 金額決定に当たっての第三者からの意見聴取の有無
 - イ 金額の決定に当たっての第三者の意見聴取を担保する方策並びに金額決定の法的根拠及びプロセス
 - ウ 賦課金の金額の見直しの頻度及びPDCAサイクルにより使途を検証するべきとの意見に対する見解
 - エ 賦課金の金額を定期的に見直す際の具体的な見直し間隔
 - オ 賦課金の金額の見直し間隔として想定される5年が長いとの意見に対する大臣の見解
 - カ 賦課金の金額は最初150円を超えない範囲で決定することの可否
- (3) 長きにわたる異次元緩和による負の部分として積立金の運用益が低迷していることについての見解
- (4) 遷延性意識障害者を専門的に受け入れる療護施設及び3年とされる入院期間を拡充することについての大臣の見解

小宮山泰子君(立民)

- (1) 自動車損害賠償保障法等改正案
- ア 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し
 - a 令和4年度の繰戻額が54億円とされた算定根拠及び金額の妥当性
 - b 大臣間交渉時における全額繰戻しの要求に対する財務大臣の反応
 - c 特例公債の発行状況も変わっているにもかかわらず財務省が全額繰戻しを行わない理由
 - d 財務省の繰戻しに向けた方針の具体的な検討状況
 - e G o T o トラベル事業予算(令和2年度第一次補正予算及び予備費)の未使用額7,200億円の処理状況及び繰戻しに充てることを検討する必要性
 - f 全額繰戻しに向けた大臣の決意
 - イ 介護者なき後対策等の被害者支援及び自動車事故防止に係る周知、広報が不足しているとの指摘に対する独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)の認識及び取組方針
 - ウ 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)
 - a 特定小型原動機付自転車が自賠責保険の対象であることの確認
 - b 同自転車は自賠責保険に加入する必要があることについての周知及び被害者のための広報についての取組方針
 - c 同自転車による飲酒運転が道路交通法違反となること等の交通ルール遵守の周知についての取組方針
- (2) 障害者が65歳になった場合に障害者支援から介護保険サービスに切り替わる問題の解消の必要性

- (3) 医療機関、医師、診療科のみならず後遺症等専門分野に対応できる施設や医師等の地域間格差、地域的偏在を解消する必要性
- (4) 高齢者が安心して移動できる地域公共交通の維持に対する大臣の決意

市村浩一郎君（維新）

- (1) 交通事故による重度後遺障害者数
 - ア 交通事故死者数及び事故件数が減少傾向にある中で重度後遺障害者数が横ばいの傾向にあることについての大臣の所見
 - イ 平成13年から19年の死者数が急激に減少する中での重度後遺障害者数の増減に係る要因
 - ウ NASVAの介護料受給資格者数の将来推計について組織を維持するための恣意的な操作の有無及び科学的知見に基づいたデータ算出の必要性
- (2) NASVAの業務改善等
 - ア NASVAの役割
 - イ NASVAの業務改善や効率化
 - a 本改正案による自動車ユーザーの賦課金の負担に応えるためのNASVAの業務の改善、効率化、管理業務の簡素化等に向けた中村理事長の決意
 - b NASVAの役員報酬も含めた組織体制の不断の見直しの必要性
 - c 業務の改善及び組織体制の見直しを進めていくことについての中村理事長の所見

古川元久君（国民）

- 一般会計への繰入金の自動車安全特別会計への繰戻し
- ア 令和3年12月の財務大臣・国土交通大臣間合意（以下「大臣間合意」という。）における一般会計への繰入金相当額が令和9年度までに全額繰り戻されることが合意されたことに関する大臣の認識
 - イ 国土交通省と財務省との間における大臣間合意に係る認識の違いの有無
 - ウ 大臣間合意の項目に「令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ」の文言を新たに入れたことで合意した項目間に矛盾が生じていることについての大臣の見解
 - エ 例外的に令和9年度までに全額が繰り戻されない場合の想定
 - オ 今回の大臣間合意では、新たな賦課金の負担を求めるに当たり不可欠となる自動車ユーザーの理解等を得られないことについての大臣の見解
 - カ 全額繰り戻されるまでの具体的な返済計画を作成する必要性
 - キ 新たな賦課金を導入する前に、自動車ユーザーが納得できるよう新たな大臣間合意を行う必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 自動車の保有者に自賠責保険の契約締結を義務付けている理由
- (2) かつての政府答弁において社会的な色彩も持っているとした自賠責保険制度の趣旨に変わりがなかったことの確認
- (3) 自動車事故による脳脊髄液減少症
 - ア 脳脊髄液減少症についての自賠責保険の運用等に係る政府の取組内容及び脳脊髄液減少症の患者が症状によっては重度後遺障害者として自賠責保険金の支払対象となる可能性
 - イ 医師や保険会社等の認知と理解が不十分である実態や自賠責保険の対象とされない患者が多数いることについての大臣の認識及びこの状況を踏まえた更なる周知徹底の必要性
- (4) 当時の運用利回りが既に低水準だったこと等に鑑みた平成13年に自賠責保険の政府再保険制度を廃

止した判断の妥当性

(5) 将来における自動車事故対策勘定の積立金

ア 賦課金を拡充すれば一般会計から自動車安全特別会計に全額繰戻す必要はないという財務省の考えの有無

イ 今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会中間とりまとめにおいて、積立金について、将来的な位置付けとして、自然災害や感染症対策等の臨時的な歳出の財源に充てるものとされ、500億円規模とされていることの意味

ウ 臨時的な歳出の財源に充てるとされた積立金は、被害者救済や事故防止対策の恒常的な支出の財源とは別枠として位置付けられることの当否

エ 積立金が臨時的な歳出の財源と位置付けられることによって、一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しを急ぐ必要がなくなるという財務省の考えの有無

オ 特別会計法における自動車事故対策勘定の積立金について必要な額を積み立てるとの定め等に鑑みれば、積立金が臨時的な歳出の財源と位置付けられることで、一般会計から自動車安全特別会計への多額の繰戻しを行う必要がなくなる懸念

カ 将来の繰戻しが不要となる懸念を理解した上で、国土交通省が積立金を臨時的な歳出の財源と位置付けることを提案した事実の有無

福島伸享君（有志）

(1) 制度改正に当たっての一般の自動車ユーザーから意見を聴取した状況

(2) 法改正に当たってのパブリックコメント実施の有無

(3) 特例公債を発行し一般会計から自動車安全特別会計への全額繰戻しを即時に行う必要性

(4) 本改正案により拡充される賦課金

ア 自動車事故対策事業賦課金以外で、政府に対して賦課金を納める制度の例

イ 政府に納付する賦課金と租税との相違点

ウ 事故対策勘定の事故防止事業

a 新設の事故防止事業の財源を賦課金で賄う理由

b 事故防止事業のうち事故発生を防止する個別の事業予算が国会の審議に付されることの有無

エ 賦課金の金額が150円より上がらない法律上の根拠

オ 賦課金が税金と事実上類似の性質を帯びるにもかかわらず、用途が法律で明確にされないこと、賦課金額を政令で定めることができること、国会のチェックが及ばないことといった財政民主主義及び租税法律主義上の制度の問題点の指摘に対する大臣の見解